

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成27年度 第1回 松阪市都市計画審議会
2. 開催日時	平成27年11月10日(火) 午前10時30分から午前11時40分
3. 開催場所	松阪市議会 第3・4委員会室
4. 出席者氏名	(松阪市都市計画審議会委員) 浦山 益郎、高取 千佳、中村 貴雄、野呂 一男、 今井 一久、田中 力、小藪 助次右衛門、 辻 裕子、野田 忠雄、森本 直樹、小林 典子 (事務局) 都市整備部長 谷口保司、都市整備部次長 永作友寛、 都市計画課長 長谷川浩司、 まちづくり計画室長 笠井賢一、 まちづくり計画室主任 白藤正、まちづくり計画室主任 田代剛士、まちづくり計画室 藤井一倫 下水道建設課長 阪井正幸、 下水道計画係長 田畑昌之
5. 開催および非公開	公開
6. 傍聴者数	なし
7. 担当	松阪市都市整備部都市計画課まちづくり計画室 電話 0598-53-4168 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

議事については、別紙のとおり

平成 27 年度 第1回 松阪市都市計画審議会議事録

日時:平成 27 年 11 月 10 日(火)午前 10 時 30 分～

場所:松阪市議会 第 3・4 委員会室

【事項】 1. 開会

2. 議事

松阪都市計画用途地域の変更 (松阪市決定)

松阪都市計画地区計画の変更 (松阪市決定)

松阪都市計画下水道の変更 (松阪市決定)

3. その他

4. 閉会

部長 みなさまおそろいでございますので、始めさせていただきます。改めまして、おはようございます。都市整備部長の谷口でございます。日ごろからお世話になっております。それでは、ただ今より平成 27 年度第 1 回松阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

それでは、開会にあたりまして、竹上市長よりご挨拶申し上げます。

市長 改めましておはようございます。松阪市長の竹上でございます。先月の 10 月 5 日に就任させていただきました。今後ともよろしく願いいたします。

本日は、皆様方大変お忙しい中、都市計画審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

今日は、松阪都市計画用途地域の変更、地区計画の変更、下水道の変更の 3 点をご審議いただきます。どうぞよろしくお願い致します。

私は、大学では土木工学科を専攻していきまして、また、県の職員として勤めた 16 年ほどの中で都市計画にも携わりました。都市計画審議会は、大変重みのある重要な会だったと記憶しております。

この審議会が市民にとってより住みやすいまちになるような会になるようお願いを申し上げます。

大変失礼ではございますが、冒頭のご挨拶で失礼をさせていただきます。お許しをいただきたいと思います。

ぜひとも皆様方の慎重審議をお願いいたしまして、ご挨拶と代えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

部長 市長、ありがとうございます。

市長におかれましては、公務のため退出させていただきます。

事務局　それでは、議事に入ります前に、本審議会は、「審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針3会議の公開の基準」に基づき、情報公開してまいりたいと思いますのでご了承のほどよろしくお願ひします。

また、「8会議等の結果の公開」による議事録作成のための録音・撮影の願ひと、同じく「5公開の方法等」に基づき、会議の傍聴を認めていきたいと思いますので、あわせてご了承の程、よろしく願ひいたします。

本日、傍聴者はございませんのでこのまま続けていきたいと思います。

それでは、これからは、当審議会の会長であります浦山先生に進行を願ひしたいと思ひます。会長よろしく願ひします。

会長　改めましておはようござひます。

それでは、早速審議会に入りたいと思ひます。今日は午前中で時間が限られておりますので、進行にご協力願ひいたします。

それでは、審議会の成立の可否について、事務局から報告を願ひします。

事務局　本日の出席者につきましては、名簿を配布させていただいております。また、席辞表も配布しております。それでは、ご報告申し上げます。ただいま審議会委員 16名中 11名の方に出席いただいております。

沖委員におかれましては、体調不良のため欠席でござひます。また、松倉委員におかれましては、急な用務のため欠席でござひます。松阪市都市計画審議会条例第6条第1項の規定によりまして、会議は成立しております。

会長　今報告がありましたとおり、本会議が成立しているということですので、議事に入りたいと思ひます。

本日は議案書のとおり、3つ議案がござひます。

議案第1号、2号については、関係が深いので、一括して報告、審議していただきまして、その後、議案第3号について、事務局から説明をしていただき、審議に入りたいと思ひます。

早速、事務局の方からご説明を願ひします。

事務局　議案第1号 松阪市都市計画審議会 松阪都市計画用途地域を次のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により諮問します。平成27年11月10日松阪市長竹上真人 1案件名 松阪都市計画用途地域の変更（松阪市決定）

議案第2号 松阪市都市計画審議会 松阪都市計画地区計画を次のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に

より諮問します。平成 27 年 11 月 10 日松阪市長竹上真人 1 案件名 松阪都市計画
地区計画の変更（松阪市決定）

それでは、詳細を都市計画課まちづくり計画室長の笠井より、ご説明させていただきます。

———スライド、資料 1, 2, 5 による説明———

- ・ 松阪市の用途地域の指定状況
- ・ 興和紡績工場跡地周辺の用途地域変更
- ・ 天花寺テクノランド地区の用途地域変更
- ・ 用途地域見直しによる建物用途の変更
- ・ 用途地域見直しによる建物形態の変更
- ・ 松阪市の地区計画の指定状況
- ・ 天花寺テクノランド地区の地区計画の変更
- ・ 手続きの流れ
- ・ その他報告（区域区分）

会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。議案第 1 号に関するものか、議案第 2 号に関するものかを発言してから、お願いします。

ご意見、ご質問ありますでしょうか。

会長 興和紡績工場跡地の用途地域が工業地域から第二種住居地域に変更との案です。用途規制と形態制限が変わるとのことです。用途規制の説明でおよそご理解いただけていると思いますが、住居系になると住環境を担保するために日影規制が働きます。日影規制についても少し説明をお願いします。

事務局 日影規制とは、住居系地域において中高層の建築物の建設による周辺の日照条件の悪化を防ぐために設けられている規制です。用途地域が工業地域の場合規制はありませんが、住居系の用途地域では規制の対象となるものです。日陰となる上限の時間が、第二種住居地域では 5 時間、3 時間など隣地との境界の中で関係してきます。

会長 住居地域なので住環境を担保するために、形態制限の一つとして日影規制も働くということです。規制が厳しくなるということかもしれませんが、住環境が担保されるという趣旨の規制が加わります。

よろしいでしょうか、他にご意見ご質問ありませんか。

委員 現況の追認になりますが、現況の建物と用途地域の問題について、もう少し状況の説明をお願いします。

会長 事務局、よろしくお願いします。

事務局 興和紡績工場跡地ですが、現在、工業地域で住宅が約 139 区画と 30～35 区画があります。住宅を建てるのは結構かと思います。こちらは、パチンコ店が操業しております。パチンコ店は用途地域が工業地域、第二種住居地域ともに建ちますが、三重県におきましては、風営法の関係で今後につきましては、建てることは基本的にはできなくなるかと思います。また今回、パチンコ店を建てられた方、開発をされた方にも用途地域変更の説明はしてあります。

会長 よろしいでしょうか。

それでは、興和紡績工場周辺跡地の用途地域、天花寺テクノランドについては、図面表示の齟齬の修正による用途地域の変更、また、地区計画の変更について提案どおり、ご承認いただけますでしょうか。

委員 はい（多数）

会長 ご承認いただけたということで、3号議案に入りたいと思います。

事務局 議案第 3 号 松阪市都市計画審議会 松阪都市計画下水道を次のとおり変更したので、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により諮問します。平成 27 年 11 月 10 日松阪市長竹上真人 1 案件名 松阪都市計画下水道の変更（松阪市決定）

それでは、都市計画課まちづくり計画室長笠井より説明させていただきます。

——スライド、資料 3, 4, 6 による説明——

- ・都市施設（下水道）について
- ・排水区域（汚水、雨水）の変更
- ・下水管渠（汚水、雨水）の変更
- ・その他の施設の変更
- ・手続きの流れ

会長 それでは 3 号議案の審議に入りたいと思います。ご質問、ご意見ありますでしょうか。

委員 今回、市街化調整区域において、排水区域、下水管渠を廃止するという案で、今後は、下水道法に基づき整備されるとのことですが、下水道法の説明をお願いします。

事務局 松阪市の公共下水道事業につきましては、適用する法律として下水道法と都市計画法があります。

都市計画法では、市街化区域内については都市施設として整備を行うことと規定されておりますので、市街化区域は、都市計画法と下水道法の 2 つを適用して下水道事業を進めていくこととなります。

市街化調整区域については、住宅密集地もございますので、下水道法に基づき事業計画を策定して、それを県を通じて国へ提出して事業を進めていきます。下水道法に基づく事業計画というのは、全体計画区域内のうち、今は市街化区域が中心になっていますが、約 5 年から 7 年で整備できる範囲を計画区域として進めていく形となっています。それが下水道法に基づく事業の進め方の概要です。

会長 下水道法に基づく処理区域の図などはありませんか。それと、都市計画の排水区域を比べるとよくわかると思いますが。

事務局 図面があります。

会長 前で見せてください。

事務局

——— 汚水の全体計画図を表示 ———

松阪市の公共下水道の汚水の全体計画区域を表したものになります。

太線が、下水道の計画区域になります。

松阪駅周辺は、概ね市街化区域になっています。今回の都市計画決定の排水区域とかぶっています。また北側に細長く市街化区域があります。

市街化調整区域も公共下水道事業で整備する形になっています。山間部につきましては、公共下水道を行うより他の汚水処理を行った方が経済的に有利になるかと考えております。

国道が市街化区域を縦断していますが、県の処理施設である松阪浄化センターに繋がる形で国道 23 号線下に県が管轄する流域下水道幹線があるので、それに向けて山手側の整備を行っています。今は市街化区域を中心に整備していますが、将来的には、市街化調整区域も含めて整備を行っていきたいと考えています。

紫色の部分は、すでに事業認可区域（整備をしていく範囲）として国に届けてある範囲です。灰色の部分の整備が概ね完了しているので、今年度中に、下水道法の事業認可区域を拡大して認可を取得する予定です。ピンク色の部分が新たに認可区域としていく予定の範囲です。

市街化区域については、それと同時に都市計画法上の事業認可を取得する必要がありますので、2つの手続きを取っていくこととなります。

委員 三雲地区の市街化調整区域ですでに下水道が整備されているところは、これからも、利用できるということですか。

事務局 そうです。すでに整備されている所は、公共下水道を続けて利用していただきます。下水道の都市計画決定から除外しますが、現況に変化はありません。

会長 下水道の処理区域が灰色で示してあって、都市計画で決定してあった排水区域の整備が事業的に速く進んでいるとのこと。

都市計画税を頂いているので、理論的には優先的に整備されることだと思います。他にご意見、ご質問ありませんか。

委員 市町村合併による諸問題は概ね10年を目途に調整、整理するとなっていたと思いますが、平成24年に都市計画が統合されてから、今日までの手続きや協議などを教えてください。

事務局 三雲管内において、平成24年5月31日に線引き制度が導入されましたが、今回それを反映する変更となります。今の時期になったのは、下水道の整備を進める都市計画法の事業認可、下水道法の事業計画の計画期間の終了が今年度末となっています。平成23年度からの5ヶ年計画で国の認可を取得して、進めてきましたので、これまで動いてきた事業計画の終了するタイミングが事務手続き上、合理的であると判断いたしました。

実際には、平成24年度から地元への説明、県との協議を行い進めてきて、今回の変更の手続きに至りました。

会長 よろしいでしょうか。

他、いかがでしょうか。

3号議案の一つは、図面で示した排水区域の変更、スライドで説明した一定規模以下の区域を対象とした下水管渠を都市計画決定から除くための変更、その他施設として、ポンプ場・調整池を別のカテゴリに移すというものですが、提案どおりお認めいただけますか。

委員 はい（多数）

会長 3号議案もご承認いただきましたので、答申書をまとめたいと思います。
11時30分まで暫時休憩とします。

—————休憩—————

会長 再開いたします。
早速、答申書について、お諮りしたいと思います。まず、議案第 1 号についてですが、読み上げさせていただきます。

「平成 27 年 11 月 10 日松阪市長竹上真人様、松阪市都市計画審議会会長浦山益郎
松阪都市計画用途地域の変更（松阪市決定）について（答申）

平成 27 年 11 月 10 日に諮問のありました、松阪都市計画用途地域の変更（松阪市決定）について、審議の結果、原案どおり、本審議会の決定をみたので答申します。」
よろしいでしょうか。

委員 はい（多数）

会長 続きまして、2号議案についてですが、本文のみ読み上げさせていただきます。

「松阪都市計画地区計画の変更（松阪市決定）について（答申）

平成 27 年 11 月 10 日に諮問のありました、松阪都市計画地区計画の変更（松阪市決定）について、審議の結果、原案どおり、本審議会の決定をみたので答申します。」

よろしいでしょうか。

委員 はい（多数）

会長 続きまして、3号議案です。

「松阪都市計画下水道の変更（松阪市決定）について（答申）

平成 27 年 11 月 10 日に諮問のありました、松阪都市計画下水道の変更（松阪市決定）について、審議の結果、原案どおり、本審議会の決定をみたので答申します。」

よろしいでしょうか。

委員 はい（多数）

会長 それでは、異議なしとのことですので、3議案ともこのとおりに答申させていただきます。答申書は、後ほど私から提出しておきますので、ご了解をお願いします。

本日の議事は以上です。

事務局 浦山会長ありがとうございました。

その他の項目について、報告させていただきます。

その他の報告として、先ほどありました、一志嬉野 I C 附近の天花寺テクノランド地区（面積約 31.6ha）の地区計画を定めており、平成 11 年に都市計画決定しておりますが、その地区計画の見直しを考えています。

その他報告は、以上となります。

部長 委員の皆様、本日は、3つの議案案件をご審議いただき、誠に、ありがとうございました。それでは、これもちまして、平成27年度第1回松阪市都市計画審議会を終了とさせていただきます。

本日は、誠に、ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。